

農地中間管理事業の安定的な運営について

近畿ブロック知事会

令和6年12月

農地中間管理事業の安定的な運営について

農地中間管理事業は、担い手への農地の集積・集約化を図るために、平成 25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、平成 26 年度から国の施策として、全国一斉に開始された。

本事業は、第 1 号法定受託事務として、制度創設当初は国の負担割合は 7 割相当であるが、地方負担は求めない形で開始され、平成 28 年度からは地方負担が 3 割求められる形で事業が実施されてきた。

そうした中、農地の貸借については、令和 5 年度からは、農業経営基盤強化促進法等の改正により、実質的に農地中間管理事業による方法のみとなったことから、農地中間管理機構の役割は高まるものと考えられるが、国の令和 6 年度予算は要求額の約 8 割しか割り当てられていない。また、令和 6 年度の農地中間管理機構の運営費について、人件費は現行の補助率を維持するものの、事務所等の固定経費については補助率の見直しが行われたところである。

今後ますます役割が高まる農地中間管理機構の安定的な運営を図るためには、人件費はもとより事務費や農地管理に係る経費についても必要な額を継続的に確保していく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

農地中間管理事業における農地中間管理機構の運営費や借受農地の管理経費等について、必要な予算額を継続的に確保することとともに、全額国費負担とすることも含め、地方負担が増加しないよう、在り方を見直すこと。

令和 6 年 12 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	岸	本	周	平
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正 純